

候補者等が、当該選挙区内にある者に対し、どのような理由であつても寄附をすることは禁止されています。

また、私たち有権者も、寄附をねだったりすると法律違反になります。



親睦旅行への差し入れ



ゴルフコンペなどの賞品

野球大会やママさんバレーへの差し入れ

**贈らない**



集会の飲食代

ちょっとしたおみやげ

**求めない**

祭の寄附やお酒



開店祝などの花輪や祝金

**受けとらない**

葬式の香典や花輪



結婚・出産・入学・卒業・就職の祝金

お中元やお歳暮

